

報告書

一般社団法人 J E L F 御中

JELF 審査委員会は「公益社団法人アニマル・ドネーション」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄附、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2020年9月26日

JELF 適格審査委員会委員長

弁護士 篠 橋 隆 明



【委員会の構成】

弁護士 篠橋隆明
弁護士 池田直樹
弁護士 寺田伸子
弁護士 吉田理人
弁護士 小島寛司
弁護士 渡部貴志
弁護士 西岡治紀

【公益社団法人アニマル・ドネーション 調査担当弁護士】

弁護士 島昭宏

第1 調査の目的と審査の基準

1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままでいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2 審査の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスにかかる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動を続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的なあり方は多様であると言ってよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にある場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELF では環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって

実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者などから感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断されていく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不斷に検討されているかといった組織のあり方も、成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監事および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していくか？

第2 審査の過程及び組織の概要など

1 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は、2020年7月3日、公益社団法人アニマル・ドネーション（略称「アニドネ」、以下「本組織」という）の代表・西平衣里氏、監事・松本優氏（税理士）および専門アドバイザー・浅井暁子氏（オペレーションオフィス）と面談して、事業報告書などの提示を受けながら、聞き取り調査を行った。

2 本組織の沿革

本組織の沿革は次の通りである。

2010年7月に西平衣里氏を含む4名で立ち上げ、一般社団法人として設立。

2011年9月、日本初の動物のためのオンライン寄付サイト「アニマル・ドネーション」オープン。

2015年4月、内閣府より「助成事業」について公益社団法人として認定を受ける。

2016年6月、新認定団体の審査を行うための外部有識者4名による審議委員会発足。

同年秋、「リサーチ事業」「セミナー事業」についても認定を受ける。

2017年3月、ボランティア組織「クラブアニドネ」活動をスタート。

同年8月、遺贈サイト「レガシーギフト」オープン。

2018年5月、内閣府より税額控除法人として認定を受ける。

同年6月、新認定制度（公募によるエントリー受付）を導入。

3 組織の状況

(1) 組織の目的

定款3条に記載された本組織の目的は次の通り。

「当法人は、動物と人間が共生し、良きパートナーとして共に幸せな生活を送れる社会を創出することを目的とする。」

(2) 機関

本組織は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益社団法人として組織が整備されている。同法に基づき理事及び監事が設置されている。代表理事が会を代表し、理事会が組織を統轄するが、日常業務を実施するための活動スタッフとしてボランティア組織「クラブアニドネ」が置かれている。2020年5月時点で、約55名のメンバーが活発に活動を行っている。

(3) 会員

本組織の「会員」としては、正会員、賛助会員、名誉会員の別が定められ、正会員をもって法人の社員とされている。正会員は、現在2名であり、総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができる。賛助会員は、個人30名、法人が7、名誉会員はゼロである。

第3 法務・ガバナンス関係

1 組織の概要

理事は、理事会を構成し、同会の定款の定め及び理事会の議決に基づき業務を執行する。役員のうち、代表理事が組織を代表する。本組織では、定款上「理事会」が設置され、組織運営の妥当性を審査する「監事」が設けられている。

組織の財源は、正会員の入会金と賛助会員の入会金及び会費（一口あたり個人3000円、法人30000円）、そして本組織に対する寄付金である。東京都港区に事務所を設置している。

2 組織と機関運営

(1) 法形式

本組織は、助成・リサーチ・セミナーの3事業についていずれも公益社団法人として認定を受けており、厳しい行政監督下にあるため、社会的信用性が担保された団体といえる。

(2) 理事及び監事

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任される（定款21条1項）。

理事は3名以上10名以内、監事は1名以上3名以内とされている（同20条1号及び2号）。調査時点においては、理事3名、監事1名である。

理事の任期は選任後2年以内、監事は4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとされる（同25条1項及び2項）。

(3) 理事会

理事会は、すべての理事をもって構成され、定款に別に定めるものほか、（1）法人の業務執行の決定、（2）理事の職務の執行の監督（3）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職に関する事項を決議する（同29条）。

(4) 役員報酬

社員総会の決議により、理事及び監事は、職務執行の対価として報酬等を支給することができる（同27条1項）。しかし、これまでのところ報酬が支給されたことはない。

3 情報開示

定款、役員の報酬及び費用に関する規定、役員・審議委員名簿、決算書、正味財産増減計算書内訳書、事業報告書、さらには活動報告書もホームページで公開されている。このような充実した活動内容の報告は、助成団体としての本組織の事業が会費や寄付金などでもかなわれているため、資金の流れについての透明性を確保するために重要である。

4 ガバナンスについての評価

本組織は、公益認定を受けていることから、内閣府への定期報告が義務付けられているなど、行政による厳しい監督下に置かれている。そのため、本組織は、基本的には各種の規定を定め、その規定に従った運用を行っており、適切な組織運営がなされている。したがって、組織及びその運営には信用性があり、適切に運用している実態もあるから、ガバナンス上の問題はな

い。

第4 財務・会計・労務関係

1 財務・会計について

現在のところ、本組織に固有財産は存在しない。

各種会計関係の閲覧及び聴取の結果、事業年度ごとに財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書（内訳表含む））及び附属明細書、並びに財産目録（以下「財務諸表等」という）について、監事による監査が行われている。

以上から、財務・会計については問題なく行われていると判断した。

2 労務関係について

本組織には雇用関係は存在しない。給与、報酬については、システム、税務会計などの専門アドバイザーに対する業務委託報酬のみが発生している。

よって、本組織の労務関係には特段の問題はないものと判断した。

第5 寄付対象事業の公益性および継続可能性について

1 活動状況

（1）認定団体

「日本の動物福祉を世界トップレベルに」をミッションとして様々な活動を行っているが、その中心はオンライン寄付サイトを通しての認定団体に対する助成事業である。今までに総額1億5000万円以上の寄付金が集められている。

認定団体については、伴侶団体、啓発団体、保護団体と分類し、審査の基準として、信頼性・持続性・成長性・先駆性・動物福祉面を重視する旨を公表している。

支援希望者は、本組織のサイトに掲載された認定団体あるいは分野を選択して直接に、あるいは選択せずに寄付を行うことができる。

団体の認定に当たっては、年に一度、公募受付をし、以下のようなスケジュールで審査が行われる。

12月～1月：公募エントリーフォーム受付期間

2月～3月：書類審査やご面談など

4月～5月：理事とリサーチャーによる現地調査など

6月：審議委員会・理事会にて認定審査

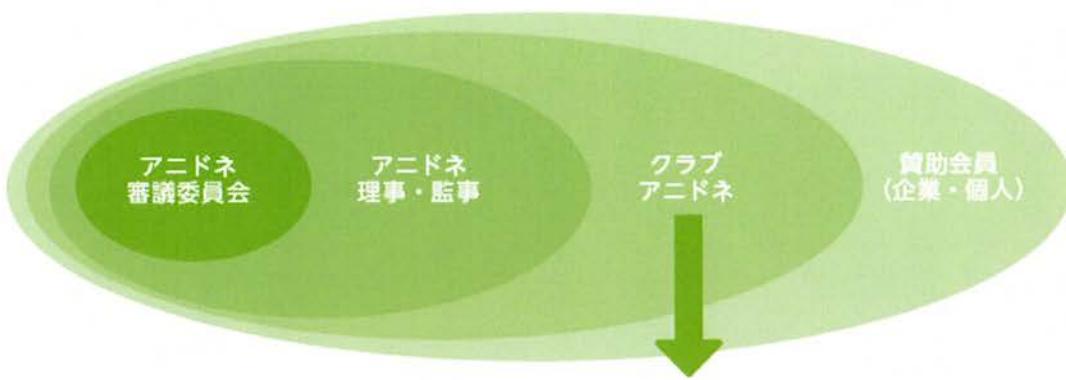
7月：認定決定

8月：アニドネサイトに掲載開始

また、認定された団体については、クラブアニドネのメンバーから選ばれたりリサーチャーが担当となり、継続して活動状況を見守っていくことになっている。その活動内容については、本組織のサイトでも報告される。現在は20団体が認定されている（伴侶団体3、啓発団体4、保護団体13）。

（2）クラブアニドネ

本組織の活動には、クラブアニドネのメンバーであるボランティアスタッフが大きく貢献している。



クラブアニドネは、リサーチャー・プロフェッショナル・プロデューサー・オフィスサポートー・アンバサダーと5つの役割に分類されており、現在、50名以上のボランティアが登録し、活発に活動を行っている。

2 繼続可能性

本組織の最大の問題点は、現代表者による設立後10年が経過し、多くのボランティアスタッフを含む組織的な体制が確立されてきているとはいえ、いずれも代表個人の強いリーダーシップに負うところが極めて大きいという部分である。団体の持続可能性については、本組織自身、遺贈サイトを運営していることもあり、今から取り組んでおくべき重要な課題と考えられる。この点については、現代表者自身も強く自覚しているところであり、今後の取り組みが期待される。

また、すべての業務をボランタリーな労務提供によって遂行する体制についても、組織の継続可能性の観点から、今後改善の必要があるようと思われる。

3 まとめ

本組織は、法令に則った組織が整備されている。また、本組織が行ってきた「日本の動物福祉を世界トップレベルに」をミッションとする取り組みは、高い公益性を備えている。また、まだ成熟しているとは言い難い日本に

おける動物福祉ないし動物保護を掲げる活動を実践する団体の多くは持続可能性について課題を抱えており、「みどりの遺言」において中間支援組織である本組織が果たすべき役割は大きい。

よって、JELF適格審査委員会は、本組織を寄付・遺贈対象適格団体として認定する。

以上